

第3章

<社会安全フォーラム>

女性に対する暴力対策の現状と今後を考える

<社会安全フォーラム>

女性に対する暴力対策の現状と今後を考える

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成28年11月30日、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）において、（公財）日工組社会安全研究財団との共催、（公財）公共政策調査会、警察政策学会及び（一財）警察大学校学友会の後援により、社会安全フォーラム「女性に対する暴力対策の現状と今後を考える」を開催した。

我が国の刑法犯の認知件数は、ピークに達した平成15年以降一貫して減少し、平成28年には、ついに戦後初めて100万件を下回った。これとは裏腹に、平成27年のストーカー事案の相談等件数は約2万2千件で、平成24年以降高水準で推移しているほか、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は、法施行以後最多となっている。また、配偶者からの暴力事案等の相談等件数も法施行以後最多を記録している。

ストーカー事案も配偶者からの暴力事案も被害者の約9割が女性である。内閣府の調査によれば、女性の約4人に1人は配偶者から暴力等の被害を経験したことがあり、約10人に1人は特定の異性からのつきまとい等の被害を受けたことがあるとされている。多くの女性に身近なこれらの問題への対応は、今なお改善されていない深刻な課題である。

これまで警察では、ストーカー事案等に端を発する重大事件の発生やそれに続くストーカー規制法等の制定等を受けて、法律を活用するなどしながら、この種事案への対応の在り方を模索し、その定着を図ってきた。また、重大事件が起きるたびに関係機関との連携強化や体制の強化等、あらゆる方策によって対応を改善してきた。しかしながら、警察が事前に相談を受けていながら、結果として重大事件に発展した事案は依然として発生してしまっており、件数の増加に加え、対応の難しさもまた、この種事案における課題の一つである。

当然のことながら、相談を受け、危険が差し迫った状況で緊急に介入して被害を防止するという点では、被害者の警察に対する期待は大きく、警察も専門機関としてこれからもその期待に応えていかなければならない。昨年12月にはストーカー規制法が改正され、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度や罰則の見直しがなされたところであり、警察ではこれまでの取組とあいまって、改正後の法の規定を積極的に適用し、迅速な取締りや被害者保護に努めていく必要がある。他方、この種事案への対応はそれだけでは十分ではなく、より早い段階で問題の深刻化を防いだり、長期的な観点から被害者の安全確保や自立を支援したり、あるいは加害者の更生を図ったりという、警察以外の主体による取組も重要となる。ストーカー事案については、平成27年3月、関係機関から成る会議で「ストーカー総合対策」が取りまとめられ、それに沿った取組が各省庁によって進められているところである。今後はこうした観点からの多機関連携により、被害を生じさせない、そして繰り返させないための取組がより一層重要となる。

本フォーラムは、こうした状況を踏まえ、昨年実施された「ストーカー事案等における被害実態に係る調査」の結果を踏まえるとともに、海外における同種事案への先進的な取組への理解を深めることにより、我が国において、女性が安心して日常生活を送れる環境を構築するため、女性に対する暴力について、今後の対策の在り方を議論することを目的として開催されたものである。

本フォーラムでは、河合潔警察政策研究センター所長による開会挨拶に続き、有識者・実務家3名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは、次のとおりである。

- 島田 貴仁氏（科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長）

「青年男女の親密関係破綻とストーキング被害の実態～効果的な事案対処と予防教育に向けて～」

- ステファン・ディビッド・ハート氏（カナダ サイモンフレーザー大学教授）

「ストーカー加害者への効果的対応のためのリスク評価の重要性について」

- ミケーレ・パルマ氏（イタリア 首相府機会均等局参事官）

「ジェンダー・バイオレンスを防ぐためのイタリアにおけるアプローチ～被害者保護とダイヤル1522のオペレーションを中心に～」

また、これらの基調講演の後のパネルディスカッション（討論）では、冒頭、長谷川直実氏（医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニック院長）による発表が行われ、その後、河合所長がコーディネーターを務め、上記基調講演者及び発表者に野地章氏（警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長）を交えて、ストーカー行為のリスク評価、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ、女性に対する暴力の被害者への支援等について活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

なお、本フォーラムには、大学研究者、企業関係者、報道機関、関係機関、警察関係者等約200名が出席した。

【開会挨拶】

警察政策研究センター所長 河合 潔

本日は「女性に対する暴力対策の現状と今後を考える」をテーマとする社会安全フォーラムに御参加いただき、御礼申し上げます。

刑法犯認知件数については、ご存じのとおり、平成14年に280万件であったものが現在は110万件と年々減少してきた。その一方でストーカー事案が2万件、配偶者暴力事案が6万件といった、恋愛感情等のもつれに起因する暴力事案、いわゆる「恋もつ事案」については逆に増加傾向をたどっている状況である。結果として重大な事態を引き起こす事案も依然として発生しており、女性にとって身近な犯罪であるだけにその脅威はとりわけ深刻である。

日常生活を脅かされる被害者にとって何よりも重要なことは、ストーカー行為等の加害行為が止まり、安全安心な暮らしが確保されることである。我が国では平成27年3月、安全安心な暮らしをしたいという女性の希望に応えるため、ストーカー事案の被害者への支援や加害者対策の在り方について検討し、各種取組を推進するための総合的な対策として、多くの関係省庁によって「ストーカー総合対策」が申し合わされたところであり、現在、これに基づいた各種取組が推進されているところである。

本日の講演では、まず、科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長の島田貴仁氏から、昨年度実施されたストーカー事案の被害実態等に関する調査研究の分析結果を踏まえ、我が国における青年男女の親密関係破綻とストーキング被害の実態について御発表いただく。そして、カナダ、サイモン・フレーザー大学のハート教授から、加害者へのアプローチとしてストーカー対策におけるリスク評価の重要性等についてお話しいただき、また、イタリア首相府機会均等局パルマ参事官から、女性に対する暴力事案の被害者保護のための取組について、ダイヤル1522のオペレーションを中心に御講演いただく。

講演の後にはパネルディスカッションを考えている。そこには、北海道において警察と共に加害者へのアプローチに取り組んでいただいている医療法人社団ほっとステーション大通公園メンタルクリニックの長谷川直実先生と、警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室の野地室長にも加わっていただき、ストーカーを始めとする女性に対する暴力の今後の課題について議論をしていただきたい。

ストーカー等の女性に対する暴力事案は、ささいなきっかけで誰もが被害に遭う可能性があり、また、急激に事態が展開し、重大な事態に発展することもある、極めて深刻な課題である。本日のフォーラムが皆様の安全安心な暮らしの確保に向けた実践のために有益なものとなるよう期待する。

結びに、本日のフォーラムを後援していただいた公共政策調査会、警察政策学会及び警察大学校学友会の皆様に心から感謝を申し上げ、開会の挨拶とする。